

料金後納郵便

親展

大切なお知らせ
社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

国民年金保険料を社会保険料控除として申告（年末調整・確定申告）する際は、この証明書や領収証書が必要です。大切に保管ください。

差出人
日本年金機構
Japan Pension Service 〒168-8505
東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

お問い合わせ先、宛先不明の場合の返送先
〒

様

→ 社会保険料控除の申告の際は、「ここから切り取ってご使用ください。」
↓

被保険者氏名住所
平成27年中(1月1日から9月30日まで)に納付していただいた国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明します。
証明日 平成27年10月1日
歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長
平成27年中の納付済保険料額

印

①納付済み	納付済保険料の証明額	円
(ご参考)		
②見込額	10月1日から12月31日までに納付が見込まれる保険料額	円
③合計額	①納付済額+②見込額 (②見込額がある場合に表示)	円

●「①納付済み」欄の証明額は、平成27年1月1日から9月30日までに納付された保険料額です。
●「②見込額」は、引き続き年末までに納付された場合の保険料額を表示しています。
●以下の場合は、②見込額・③合計額が表示されません。
・他の年金制度（厚生年金保険等）に加入されている場合
・平成28年3月末または平成29年3月までの保険料を前納されている場合など
・保険料の未納期間がある場合

→ 切り取らないでください。
↓

納付状況の内訳
表
年 / 月 / 納付対象月 / 1 2 3 / 4 5 6 / 7 8 9 / 10 11 12

●「済」は平成27年中に納付された月を、「見」は平成27年中に納付が見込まれる月を示しています。
●11月分保険料（口座振替の早期の方は12月分保険料）は、翌年の第1営業日が口座振替日のため、翌年分の控除対象です。
◎社会保険料控除（年末調整・確定申告）を申告される方へ
●「③合計額」欄に記載がある方は、「③合計額」欄の額を、記載がない方は、「①納付済み」欄の額を申告してください。
●10月1日から12月31日までに、「①納付済み」欄または「③合計額」欄の額以外の保険料を納付された場合は、その分の領収証書を添付等して申告してください。
●2年前給分の保険料を分割して控除することを希望される場合は、日本年金増補ホームページをご覧ください。（『ねんきん定期便』『ねんきんネット』専用ダイヤルへお申し出ください。）（裏面参照）

[illegible]